

母子保健事業日程表 保存版

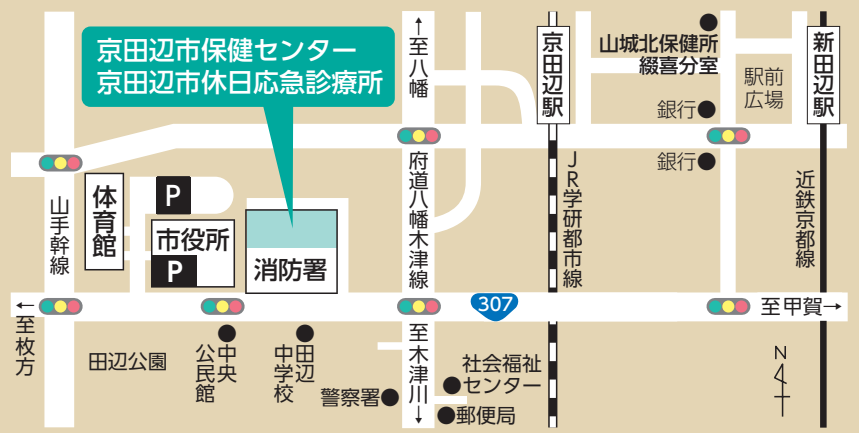
会場：京田辺市保健センター

事業名	受付時間	R6.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
乳幼児健診・相談事業	3か月児健康診査 12:45～14:00	R5.12月生	R6.1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	10月生	11月生
		9日	14日	11日	2日	6日	3日	8日	12日	3日	14日	4日	4日
	10か月児発達相談 9:00～10:45	R5.5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	10月生	11月生	12月生	R6.1月生	2月生	3月生	4月生
		19日	31日	28日	26日	30日	27日	25日	29日	20日	31日	21日	21日
	1歳6か月児健康診査 12:30～14:00	R4.9月生	10月生	11月生	12月生	R5.1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生
		16日	21日	18日	9日	20日	10日	15日	19日	10日	21日	18日	11日
2歳児発達相談 9:00～10:45	R4.3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	10月生	11月生	12月生	R5.1月生	2月生	
	5日	10日	7日	5日	9日	6日	4日	8日	6日	10日	7日	7日	
3歳6か月児健康診査 12:30～14:00	R2.10月生	11月生	12月生	R3.1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	
	26日	24日	21日	19日	23日	20日	18日	22日	13日	24日	14日	14日	
妊婦・乳幼児相談(赤ちゃんサロン) 9:00～10:30		4日	9日	6日	4日	8日	5日	3日	7日	5日	9日	6日	6日

※乳幼児健診・発達相談は、対象日の10日～2週間前に個別に案内を郵送します。
 ※妊婦・乳幼児相談は、育児などの相談や計測等を行っています。
 予約制で個別相談をしていますので、事前に子育て支援課まで電話にてお申し込み下さい。

京田辺市保健センター 案内図

《車で来所される方へ》
 保健センターの駐車場は数に限りがあります。道路や公用車用駐車場への駐車はご遠慮ください。ご協力のほど、お願いします。



お問い合わせご相談は…
京田辺市子育て支援課
TEL 0774-64-1377 (直通)
FAX 0774-64-7077
 最新の情報については、市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>

ひとりで悩まないで

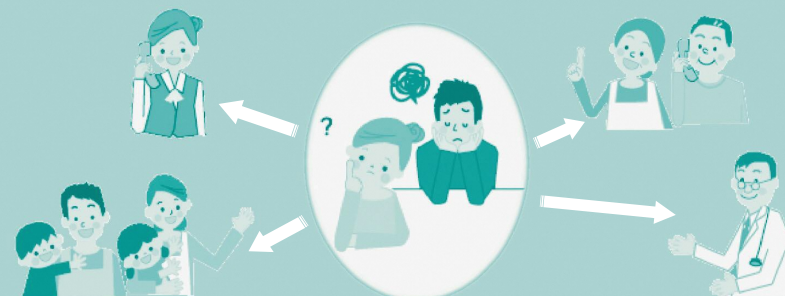
子育ての味方はあなたのそばにたくさんいます

イライラをためず

子育てを楽しむヒント

- ★まわりの人に上手に頼ろう
- ★家事を頑張りすぎないで
- ★子育て仲間をつくろう
- ★ときには子どもと離れる時間をつくろう
- ★地域の子育て支援センターなどを利用しよう

あなたの気持ちをわかってくれる人たちがいます



気持ちを話してみましょう

主な相談窓口

- ★京田辺市家庭児童相談室(京田辺市子育て支援課内)
 電話 0774-64-1309
 平日 8:30～17:15
 メールアドレス oyakosos@city.kyotanabe.lg.jp
- ★京田辺市子育て支援課(保健師に相談)
 電話 0774-64-1377
 平日 8:30～17:15
- ★京都府宇治児童相談所 京田辺支所
 電話 0774-68-5520
 平日 8:30～17:15
 土日祝日・夜間(平日時間以外)の緊急時は
 児童相談所全国共通ダイヤル 189 (24時間対応)

あなたの子育てを応援したいという方が、地域には大勢います。
 “甘え上手”になって、まわりの人に協力を求めてください。



「会って話すのは苦手」

「ちょっと面倒くさい…」という方も…

一人で抱え込まないで、電話やメールで気持ちを話してみませんか？

気持ちを誰かに聞いてもらうだけでも、スッキリした気分になりますよ♪



令和6年度 定期予防接種のご案内

注：注射生ワクチン
経：経口生ワクチン
不：不活化ワクチン

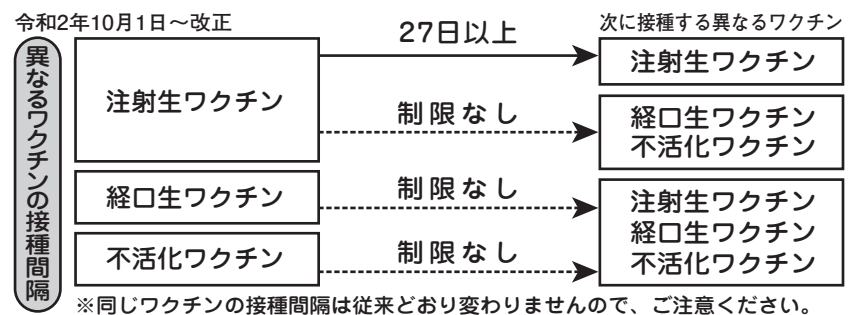
母子保健事業日程表・保健センター案内図は、裏表面をご覧ください。

○予防接種は住民登録されている市区町村で受けてください。 ○接種にあたり、受診票（あらかじめ記入しておいてください）、母子健康手帳、健康保険証等をご持参ください。
○対象者年齢の期間以外に接種されると有料（自己負担）となり、また健康被害が生じた場合、国の補償の対象外となりますので、余裕をもって接種してください。

個別接種 個別接種は対象者年齢に気をつけて、各自委託医療機関で受けてください。個別接種は、予防接種広域化事業により京都市内に限り一部市外のかかりつけ医でも接種することができます。ご希望の方は、必ず事前に子育て支援課に実施医療機関・接種方法等をお問い合わせください。※事前に連絡なしで接種された場合は、任意接種となり有料（自己負担）・国の補償の対象外となります。予防接種の対象者で、受診票をお持ちでない方は、あらかじめ子育て支援課にご連絡ください。郵送での発行となります。窓口での即日発行はできません。この表は、2024年2月1日現在のものです。

予防接種名	標準的な接種年齢（対象者）	接種方法	備考
経 生 ロタウイルス感染症 （どちらか一方のワクチンで接種を完了させてください。）	ロタテック (5価) 出生6週0日後から32週0日後まで （初回接種は生後2月に入った日から出生14週6日後まで）	3回 27日以上の間隔を置いて3回経口投与	対象となる方に受診票を郵送します。 以下に該当する方は定期接種の対象となりません。 ・腸重積症の既往歴のあることが明らかな者 ・先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く） ・重症複合免疫不全症の所見が認められる者 原則としてロタテック又はロタリックスのいずれか同一の製剤で接種を完了してください。（同一製剤での接種ができない場合は、子育て支援課までご相談ください。）
	ロタリックス (1価) 出生6週0日後から24週0日後まで （初回接種は生後2月に入った日から出生14週6日後まで）	2回 27日以上の間隔を置いて2回経口投与	
不 B型肝炎	1歳に至るまで	（標準的には、生後2か月から9か月の間に接種） 3回 1回目を接種後、27日以上の間隔をあけて2回目、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種	対象となる方に受診票を郵送します。1回目の接種から3回目の接種を終えるまでには、おおよそ半年かかります。スケジュールをよくご確認ください。1歳までに接種できるようにしてください。
不 小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～7か月に至るまでに接種開始した場合 （5歳に至るまで接種可能）	（初回）生後12か月までに27日以上の間隔で3回 ＊生後12か月を超えて2回目の接種を行った場合は、3回目の接種はできません（追加接種は可） （追加）3回目の接種から60日以上あけて、かつ1歳以降に1回標準として生後12～15か月の間に接種	予防接種開始時期により、接種回数異なります。対象となる方に受診票を郵送します。
	生後7か月～12か月に至るまでに接種開始した場合 （5歳に至るまで接種可能）	（初回）生後12か月までに27日以上の間隔で2回 ＊2回目は生後24か月に至るまでに実施する。24か月を超えるときは実施できません（追加接種は可） （追加）2回目の接種から60日以上あけて、かつ1歳以降に1回標準として生後12～15か月に至るまでの間に接種	
	1歳～2歳に至るまでに接種開始した場合 （5歳に至るまで接種可能）	2回 60日以上の間隔で2回	
	2歳～5歳に至るまでに接種開始した場合	1回	
不 五種混合	シンテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ 生後2か月～7か月に至るまでに開始 （7歳6か月に至るまで接種可能）	1期初回 3回 （20日から56日までの間隔）	令和6年2月1日以降生の方に受診票を郵送します。 （四種混合、ヒブワクチンの受診票は郵送しません。） ※定期接種の開始は、令和6年4月1日です。
	初回3回目終了後6か月～18か月の間 （7歳6か月に至るまで接種可能）	1期追加 1回	
不 四種混合	シンテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ 生後2か月～12か月 （7歳6か月に至るまで接種可能）	1期初回 3回 （20日から56日までの間隔）	対象となる方に受診票を郵送します。 ※1期初回の接種対象は、令和5年4月から生後2か月～に変更されました。
	初回3回目終了後12～18か月の間 （7歳6か月に至るまで接種可能）	1期追加 1回	
不 ヒブ(Hib)ワクチン	生後2か月～7か月に至るまでに接種開始した場合 （5歳に至るまで接種可能）	4回 （初回）27日～56日の間隔で3回 （追加）3回目接種後、7～13か月の間に1回	予防接種開始時期により、接種回数異なります。対象となる方に受診票を郵送します。
	生後7か月～1歳に至るまでに接種開始した場合 （5歳に至るまで接種可能）	3回 （初回）27日～56日の間隔で2回 （追加）2回目接種後、7～13か月の間に1回	
	1歳～5歳に至るまでに接種開始した場合	1回	
注 生 結核(BCG)	生後5か月～8か月 （1歳に至るまで接種可能）	1回	対象者となる方に受診票を郵送します。 ※京田辺市保健センターでの集団接種は令和5年3月で終了しました。
注 生 MR〔麻しん 風しん〕	生後12か月～24か月に至るまで	1期 1回	1歳の誕生月に受診票を郵送します。
	小学校就学前1年間 （平成30年4月2日～平成31年4月1日生の方）	2期 1回	5月に受診票を郵送します。
注 生 水痘 （みずぼうそう）	生後12か月～36か月に至るまで	（初回）生後12か月～15か月に至るまでに1回接種 2回 （追加）初回接種から3か月以上あけて1回接種 標準として6～12か月の間に接種	1歳の誕生月に受診票を郵送します。
不 日本脳炎	基礎免疫 3歳 （7歳6か月に至るまで接種可能）	1期初回 2回 （6日から28日までの間隔）	《平成19年4月2日以降生の方》 ※3歳の誕生月に1期3回分の受診票を郵送します。 ※9歳の誕生月に2期1回分の受診票を郵送します。 《特例対象者（平成7年4月2日～19年4月1日生の方）》 ※日本脳炎の予防接種を十分に（1期、2期合わせて計4回）接種できていない方は、特例措置として20歳未満までの間に接種ができます。接種を希望される方は、母子健康手帳等で接種状況を確認したうえで、子育て支援課まで申し込んでください。 ※今年度18歳になる方には18歳の誕生月に2期の受診票1回分を郵送します。（2期を終了されている方には送付しません。）
	4歳 （7歳6か月に至るまで接種可能）	1期追加 1回 （1期初回終了からおおむね1年後）	
	追加免疫 9歳 （9歳～13歳未満まで接種可能）	2期 1回	
不 二種混合〔シンテリア 破傷風〕	11歳 （11歳～13歳未満まで接種可能）	2期 1回	11歳の誕生月に受診票を郵送します。
不 HPVワクチン （ヒトパピローマウイルス感染症） （2価、4価、9価）	13歳となる日の属する年度の初日から末日までの間にいる女子 （小学6年～高校1年相当の女子）	3回 （接種が完了するには、1回目の接種から3回目の接種まで6か月間かかります） ※9価ワクチンのみ、1回目を15歳に至るまでに接種した場合、5か月以上の間隔を置いて2回目を接種することで完了させることができます。	5月に中学1年の方へ接種券を郵送します。 ※小学6年の方で接種を希望される場合や転入された方、接種券の再発行をご希望の方は、健康推進課（64-1335）までご連絡ください。
	【キャッチアップ接種】 平成9年度～平成19年度生まれの女子 ※令和7年3月31日で終了		令和4年5月に対象の方へ接種券をお送りしています。 ※転入された方、接種券の再発行をご希望の方は、健康推進課（64-1335）までご連絡ください。

※予防接種の年齢解釈について
 「至るまで」「〇歳未満」：対象年齢の前日（例 1歳（12か月）に至るまで→1歳の誕生日の前日まで）
 7か月に至るまで→生後7か月になる日の前日まで
 出生●週●日：生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を出生0週1日後と考えます。
 ※長期療養特例措置：定期予防接種の対象であった期間に、長期にわたり重篤な疾病にかかっていたことが理由で、予防接種ができなかった場合に限り、定められた接種対象年齢を超えていても定期予防接種を受けることができます（予防接種により年齢制限があります）。なお、申請には、医師の意見書等が必要です。該当する疾病など詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
 ※予防接種助成について：里帰りや治療などで京都府外の医療機関で接種することを希望されている方は、事前にご相談ください。



各予防接種・健康診査等は、警報や災害等で変更する場合があります。